○国土交通省告示第千十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2206	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＶＱ25―７Ｊ32Ａ	ニッサン　ＤＢＡ―＊Ｊ32	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊒G―2209	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＱＲ25―７Ｅ52Ａ	ニッサン　ＤＢＡ―Ｔ＊Ｅ52	〃
㊒G―2210	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＶＱ35―７Ｅ52Ａ	ニッサン　ＤＢＡ―Ｐ＊Ｅ52	〃

○国土交通省告示第千十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2211	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ―ＤＣＺＹ―ＤＢＡ３	マツダ　ＤＢＡ―ＤＣ５Ｗ、マツダ　ＤＢＡ―ＤＣ５Ｒ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第千十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N―1159	騒音防止装置　日野　98―Ｅ13Ｃ―02	日野　ＬＫＧ―ＲＵ１Ｅ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊒N―1160	騒音防止装置　日野　98―Ｊ08Ｅ―04	日野　ＬＤＧ―ＲＵ８Ｊ＊＊＊、日野　ＳＤＧ―ＲＵ８Ｊ＊＊＊	〃

○国土交通省告示第千十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43―70Ｒ―010009	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡＭＧＰ―２	マルワ工業株式会社　愛知県春日井市松河戸町段下1333―３
Ｅ43―70Ｒ―010010	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡＭＧＰ―４	〃
Ｅ43―70Ｒ―010011	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡＭＺＰ―２	〃
Ｅ43―70Ｒ―010012	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡＭＺＰ―４	〃

公　告

諸　事　項

平成23年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査について

平成22年９月３日　　環　境　省

環境省では、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の的確な実施を図るため、平成11年環境庁告示第68号、日本工業規格Ｋ0311、同Ｋ0312等に測定方法として定める高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による従来の方法（以下「ＧＣ／ＭＳ法（従来法）」という。）について「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（以下「指針」という。）を平成12年11月14日（平成17年11月18日及び平成22年３月31日改訂）に、生物検定法について「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の手引き（生物検定法）」（以下「手引き」という。）を平成18年３月23日（平成22年３月31日改訂）に定めた。また、土壌、排出ガス、ばいじん及び燃え殻を対象とするダイオキシン類の測定方法に係る法令等を改正し、これまでの「ＧＣ／ＭＳ法（従来法）」に加え、従来のガスクロマトグラフ高分解能質量分析計による測定方法を簡略化した方法及びガスクロマトグラフ高分解能質量分析計に代えてガスクロマトグラフ低分解能質量分析計（ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計またはガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計）を用いた測定方法（以下「ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）」という。）をダイオキシン類対策特別措置法施行規則等に基づく公定法に追加した（なお、同時に生物検定法へも６種類の測定方法の追加が行われている。）。これを踏まえ、平成22年３月31日の「指針」改訂において、その対象にこれらのＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）を追加したところである。この「指針」及び「手引き」（以下「指針等」という。）の普及を図り、ダイオキシン類の環境測定の信頼性を確保するための措置の一環として、昨年度に引き続き平成23年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、環境省水・大気環境局において、指針等に規定された事項等が実施されているか審査（以下「受注資格審査」という。）を行い、その結果、ダイオキシン類に係る環境測定を的確に実施できると認めた機関であることを受注先の要件とする。

平成23年度受注資格審査を以下により実施する。

第１　ＧＣ／ＭＳ法（従来法）に関する審査

１．審査の申請

平成23年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）による測定により受注を希望する機関は、下記２．⑴から⑻で定める書類を下記「第４共通事項」の１．の期間中に９．まで提出されたい。なお、既に平成23年度の受注資格を付与された機関は、当該項目については、改めて申請する必要はない。

２．提出書類及び注意事項

⑴　申請書（様式１）

⑵　申請項目及び作業（別表１－１）

⑶　機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）

⑷　別表２－１の審査用資料（資料には作成日を記述すること。指針に基づき作成する資料については、指針別表１に例示された項目以外に申請する項目についても、指針に準じて作成する。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。また、必要に応じ追加資料の提出要請又はヒアリングを実施することがあるので留意願いたい。）

⑸　試料採取などの外注の有無を記述した資料（共同受注の形態を含む。該当がある場合には、外注の理由、外注する作業、外注先、全体の業務管理の実施方法及び責任の所在について記述するとともに、当該外注先より本申請が別途行われない場合には、当該外注先と協議の上、関連する⑶及び⑷の資料を添付する。）